平成28年10月27日決定

(設置)

- 第1条 北斗市総合計画(以下「計画」という。)の策定事務を円滑に推進するため、庁 内に北斗市総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。
- 2 策定委員会は、北斗市まちづくり計画を基本に市民の意向を踏まえ、計画策定の基本方針を決定するとともに、主として根幹的な事項や各部門間の調整を必要とする事項等を検討協議し、北斗市 総合計画策定審議会に諮問する庁内素案を樹立する機能を担うものとする。

(組織)

- 第2条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は副市長をもって充て、副委員長は教育長をもって充てる。
- 3 委員は、総務部長、市民部長、民生部長、経済部長、建設部長、総合分庁舎長、教育次長、総務部企画課長及び総務部財政課長をもって充てる。
- 4 策定委員会を補完するものとして専門部員を置き、別表に掲げる課長等をもって充てる。

(会議)

- 第3条 策定委員会は、委員長が招集する。必要に応じて専門部員の出席を求める。 (事務局)
- 第4条 計画策定の総括的事務を処理するため、北斗市総合計画策定事務局を総務部企 画課に置き、事務局長は総務部企画課長をもって充てる。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附則

この要綱は、平成28年10月27日から施行する。

別表

総務部出納室長、総務部総務課長、総務部税務課長、総務部収納課長、市民部市民 課長、市民部環境課長、民生部社会福祉課長、民生部子ども・子育て支援課長、民 生部保健福祉課長、民生部国保医療課長、経済部農林課長、経済部水産商工労働課 長、経済部観光課長、建設部土木課長、建設部都市住宅課長、建設部上下水道課長、 市民窓口課長、七重浜支所長、茂辺地支所長、学校教育課長、社会教育課長、学校 給食共同調理所長、議会事務局長、農業委員会事務局長、北斗消防署長